

別 紙

平成 24 年 9 月 25 日

【日工組内規の制定について】

- (1) 「遊技機の音量について」を新たに内規化し、平成 24 年 12 月 1 日の型式試験申請より実施する。
- (2) 「一般の遊技客に向けたマナー広告について」を新たに内規化し、平成 24 年 12 月 1 日までに実施する。

【説 明】

(1) について

ぱちんこ遊技機の音量の上限を 95 dB 以下に規定する。(工場出荷時は、85 dB 以下に設定。)

ただし、不正に係る報知音等については適用しない。

(2) について

CM、ポスター、小冊子など、遊技客向けの広告媒体に「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。」の統一フレーズのマナー広告を掲載する。

併せて、メーカーのインターネットサイトのトップページ上に「リカバリーサポート・ネットワーク」のサイトへ容易にアクセスができるリンク機能を設ける。